三　一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し
四　届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

（変更の届出）

第四十五条の二十一の三　法第二十七条の三十第七項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の二十一の三の特定卸供給事業変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。　［新設］

2　法第二十七条の三十第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類
二　電気の集約の方法に関するもの
三　供給能力の確保に関するもの
四　一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

（軽微な変更）

第四十五条の二十一の四　法第二十七条の三十第八項において読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。　［新設］

一　変更後の他の者から集約することが見込まれる電力の合計値が、第四十五条の二十一の二第三項第二号に規定する書類に記載されている他の者から集約することが見込まれる電力の値の二分の一を下回る変更
二　供給の相手方の追加に係る変更（供給の相手方の電気事業の種類を追加する場合に限る。）
三　電気の集約方法の変更
四　電気の集約を行うために新たな電子情報処理組織を追加する変更
五　電気の集約を行うために使用する電子情報処理組織の主たる機能の変更

（氏名等の変更の届出）

第四十五条の二十一の五　法第二十七条の三十第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の四の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。　［新設］

（特定卸供給事業者の地位の承継の届出）

第四十五条の二十一の六　法第二十七条の三十二において準用する法第二十七条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の五の特定卸供給事業承継届出書を提出しなければならない。　［新設］

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第四十五条の二十一の七　法第二十七条の三十二において準用する法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、その実施の日の三十日前までに、様式第三十一の二十一の六の特定卸供給事業休止（廃止）届出書に休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。　［新設］

2　法第二十七条の三十二において準用する法第二十七条の二十五第二項の規定による特定卸供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十一の二十一の七の解散届出書を提出しなければならない。

第五節の三　［略］

（賠償負担金の回収等）

第四十五条の二十一の八　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の十第一項の通知を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、当該通知に従い、賠償負担金（次

第五節の二　［略］

（賠償負担金の回収等）

第四十五条の二十一の二　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の四第一項の通知を受けた一般送配電事業者に限る。次項において同じ。）は、当該通知に従い、賠償負担